

鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会報告書
(鳥取県立みなとさかい交流館)

平成25年9月17日

鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館(以下「交流館」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者(指名指定)

団体名: 境港管理組合

代表者: 平井 伸治

所在地: 鳥取県境港市大正町215番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 委託料の額

212,500,000円・・・(1) 債務負担行為額212,500,000円

[参考] 単年度委託料の額((1)÷5年) 42,500,000円

4 審査結果

交流館の指定管理候補者について、審査委員会において審査した結果、交流館の管理運営を適切に行うことができると認められた。また、「境港市観光協会・境港駅等と連携して利用促進に取り組んでいること」、「これまでの管理経験もあって施設や施設の設置目的をよく理解していること」、「サービス向上のため意欲的に取り組んでいること」などから、指定管理候補者として適当であると判断する。

なお、開かれた施設として、より県民の利用に資するよう一段の努力を期待したい。

5 審査の経緯

境港管理組合から提出された事業計画書等をもとに面接審査を実施し、あらかじめ定めた審査項目により基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
光多 長温 (委員長)	鳥取大学地域学部 特任教授
木村 眞理子 (副委員長)	境港商工会議所女性会 会長
池淵 靖	税理士法人クレール 代表社員税理士
梶川 恵美子	かもめ会 会長
山口 秀樹	鳥取県県土整備部 次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会(平成25年7月8日(月))

- ・指定管理者制度及び鳥取県立みなとさかい交流館の概要説明
- ・審査要項及び審査表の審議

イ 第2回審査委員会（平成25年9月17日（火））

- ・面接審査
- ・審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 	不適な場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等） ・管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握 	65点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容	19点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、ISO・TEASの認証) ・管理運営状況の実績評価 	16点

(4) 審査結果

審査基準	得点 (配点)	主な意見
1	適 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本的な考え方は適切である。 ・施設や施設の設置目的をよく理解している。
2	48 (65)	<ul style="list-style-type: none"> ・境港市観光協会・境港駅等との官民一体となった取組みが評価できる。 ・今後、益々地元と密着し、境港の玄関として発展されるよう期待する。 ・増収を図る材料が少ないなど、制約が多い中ではあるが、交流・連携を図るため、意欲を持って取り組んでいる。 ・意見箱により利用者の要望把握ができています。 ・一般市民にも分かるようPRをして欲しい。 ・開館時間について、夜間の利用にもう少し踏み込んで欲しい。

3	14 (19)	・収支計画は適切である。
4	12 (16)	・財政基盤、経営基盤が安定している。 ・語学研修など、職員のスキルアップに努めている。
合計	74 (100)	・一定の評価ができるが、鍵となる場所であり、より県民の利用に資するよう一段の努力を期待したい。

(注) 点数は、委員5名の平均値である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日・・・現行との相違点は※部分

区 分	開 館 時 間	休 館 日
2階 展示室	午前8時30分から午後5時まで ※イベント等で遅くまで利用者が 見込まれる場合などは柔軟に対応。	12月29日～1月3日
会議室	午前8時30分から午後5時まで	12月29日～1月3日 ※土曜日、日曜日、休日について は利用者と協議し、柔軟に対応。

(2) 利用料金・・・現行は1時間当たり810円

区 分	利 用 料 金
会議室	30分当たり400円 (30分未満の場合は30分として計算する。)

(3) サービス向上と利用促進の取組

- ・快適な利用環境を整えることはもとより、会議室の存在を知ってもらうこと、交通の便が良いこと等をPRし、より多くの方に利用していただけるよう努める。
また、土曜日、日曜日、休日の利用についても利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応する。
- ・2階展示ホールについて、「境港のコーナー」、「山陰の観光情報コーナー」、「まんが王国とっとりPRコーナー」など、その都度展示内容を変更しながら利用促進を図る。
- ・展示スペースを展示・発表の場として開放し、広く利用して頂く。
- ・地元団体とも連携し、ミニイベントを頻繁に開催する。

(4) 経費節減のための取組

- ・業務委託を5年間の複数年契約で行い、コスト削減に努める。
- ・冷暖房温度は環境に配慮した適切な庁舎管理を徹底し、県の温度管理を参考にした上で、利用者の理解と協力が得られる範囲で利用状況に応じて設定を手動で行うなど、きめ細かな対応を行う。
- ・照明等について、交流館全体で省エネ対応機種への転換、時間外における不要な場所の消灯、防犯等に支障のない範囲で消灯等の対策を講ずる。